

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 6 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700015 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700010 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月に国民年金の加入手続を A 市役所で行った際に、現在所持している年金手帳が交付された。

請求期間の国民年金保険料については、A 市役所の国民年金課の窓口又は B 郵便局の窓口で、毎月 1 か月分の保険料を納付書に現金を添えて納付していた。保険料額は当初 7,000 円ぐらいだった。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年 4 月に、国民年金の加入手続を A 市役所で行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 2 月ないし同年 3 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A 市役所の国民年金課の窓口又は B 郵便局の窓口で、毎月 1 か月分の保険料を納付書に現金を添えて納付していたと主張しているが、A 市役所は、i) 国民年金保険料の納付場所について、請求期間当時、市役所の国民年金課の窓口では保険料を納付することはできず、市役所内にある金融機関 (C 銀行) 又は A 市内の取扱金融機関を案内しており、A 市内の郵便局の案内はしていなかったことから、郵便局は取扱金融機関ではなかったと考えられる、ii) 昭和 54 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの納付書は 3 か月分の保険料が、同年 4 月から昭和 61 年 3 月までの納付書は 2 か月分の保険料が記載された様式であり、同年 4 月の納付書から 1 か月分の保険料が記載された様式になったと回答していることから、請求者の主張する納付方法と一致しない上、請求者が記憶している加入当

初の国民年金保険料の納付金額（7,000円ぐらい）は、請求期間当初の昭和54年4月から昭和55年3月までの保険料額（3,300円）と相違している。

さらに、請求期間は72か月と長期間に及んでいる上、前述の請求者の推認される国民年金の加入手続時点（昭和60年2月ないし同年3月頃）において、請求期間のうち、昭和54年4月から昭和57年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和58年1月から昭和59年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であるものの、請求者は、遡ってまとめて納付した記憶はないとしている。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者はこれまでに交付された年金手帳は加入手続の際に交付されたもののみであると陳述しており、請求期間当初から手帳記号番号の払出時期までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700012号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年10月1日から平成17年4月1日まで

私は、請求期間において、A社に就職し、派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間の被保険者記録がない。請求期間に勤務していたことを確認できる資料として、給与振込口座の貯金通帳(写)を提出するので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及びB社の回答により、請求者は、請求期間のうち、平成15年10月20日から平成17年1月20日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日は平成16年12月1日であり、請求期間のうち、平成15年10月1日から平成16年12月1日までの期間については、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨を回答しているところ、同社から提出された請求者に係る平成16年分及び平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(写)によると、平成16年1月5日から平成17年2月4日までの各月に支払われた給与から控除されている社会保険料額は、当該給与に係る雇用保険料額と一致しており、当該給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、請求者から提出された貯金通帳(写)によると、平成15年11月5日から平成17年1月5日まで、A社からの振込が確認できるものの、当該通帳(写)に記載されている平成16年1月5日から平成17年1月5日までの各月の振込額は、上記給与所得に対する所得税源泉徴収簿(写)の各月の差引支給額と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。